平成２８年（フ）第１２７号
新潟県十日町市木落1118番地３
債務者　相馬ミヨシ
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１９３５号
名古屋市北区楠１丁目2013番地の２
債務者　石川　誠二
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市栗坂1009番地　エステート中庄101
債務者　樋口　夏枝
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
沖縄県那覇市安謝１丁目５番10号　オアシス湧川203
債務者　大宜見彩乃（旧姓具志堅）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５９号
沖縄県糸満市西崎町３丁目７番地の９　県営西崎第二団地４号棟304号
債務者　髙島　圭司
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４８号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷2057番地９サザンクロス・阿見103号室、前住所東京都足立区舎人２丁目１番18―218号
債務者　木原　　崇
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７４号
埼玉県川口市大字安行領根岸1001番地の１
債務者　加藤榮次郎
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５７号
埼玉県川口市幸町２―11―12　ツーカコーポ102Ａ、住民票上の住所埼玉県川口市幸町２丁目10番２―403号　第二スエヒロマンション
債務者　山田　玲子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７２８号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番９―602号
債務者　戸田　武志
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
沖縄県那覇市字仲井真287番地　城間アパート203
債務者　水谷あやの
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９６号
沖縄県那覇市楚辺１丁目３番79―407号　おきなんマンション
債務者　仲眞美香代
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０７５号
札幌市西区八軒２条西２丁目２番18号　コーポラス22―202号
債務者　横山　直仁
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１７９号
札幌市南区南34条西10丁目４番16号　コーポ旭102
債務者　伊藤　昌勝
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８０号
札幌市南区南34条西10丁目４番16号　コーポ旭102
債務者　伊藤かおる
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８１号
札幌市南区南34条西10丁目４番16号　コーポ旭102
債務者　伊藤　昌美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２０６号
札幌市厚別区青葉町11丁目１番７―404号
債務者　村上　義幸
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１９号
札幌市東区北44条東14丁目２番15―702号
債務者　土屋　美歌
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部